

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第 18 回 議事録

日時：平成 29 年 3 月 15 日（水曜日） 10 時 00 分～12 時 00 分

場所：経済産業省別館 3 階 312 会議室

○山本委員長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第 18 回を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に進みます前に、オブザーバーの変更と、今回の委員、オブザーバーの出欠状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、前回からのオブザーバーの変更についてでございます。今回から、株式会社高島屋友の会より、日本百貨店協会友の会委員会委員長の中野社長にご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員、オブザーバーのご出欠状況についてでございます。本日は、尾島委員、丸山委員、オブザーバーの小塚様、佐藤様、杉本様、万場様、吉岡様にご欠席となっております。ご欠席の万場様の代理として、橋本様にご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、オブザーバーの沖田様は途中でご退席されるということです。オブザーバーの小塚様からは、本日ご欠席ですが、ご意見を提出資料としていただいております。

最後に、本小委員会では、前回までに続きまして、今回もペーパーレスで実施させていただきます。配付させていただきました iPad の動作不良等ありましたら、議事の途中でも事務局にお知らせいただきますようお願いいたします。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

本日の議題でございますが、お手元の議事次第に示してございますように、最初にクレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画 2017 年についての報告をいただきます。続いて、前回の議論を踏まえた今後の検討課題についてご審議をいただきます。最後に、クレジットカード企業における A P I 連携について取り上げたいと考えております。

まず、クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画 2017 につきまして、與口専門委員からご報告をお願いいたします。

○與口委員 お手元に資料を 2 つご用意させていただいておりますが、本文のほうは分量も大変多くてお時間が限られておりますので、大変恐縮ですが、資料 2 の概要版でご説明をさせていただければと思います。

最初のほうは背景とかいったことについて記述しておりますが、こちらもお時間の関係で割愛させていただきまして、1 点だけ、右下に番号を振ってございますが、4 ページをおあけいただければと思います。

協議会に、いろいろな関係者の方々にお集まりいただき議論してまいりましたが、1 点、消費者の方の目線が入っていなかったということで、メンバーの構成図が書いてございますが、真ん中にあります協議会の下に「消費者団体」ということで、今回から消費者団体の方にもお入りいただいておりますのでございます。

具体的には、下の 5 ページの中ほどをごらんいただきたいのですが、「消費者団体」ということで、全国消費者団体連合会さんにお入りいただいてご議論にご参加いただいておりますのでございます。

今回の実行計画の見直しの背景といいますか、ポイントでございますが、ページが飛びまして 7 ページをおあけいただけますでしょうか。下のほうでございますが、もともと実行計画 2016 のときに、セキュリティ対策につきましては技術が非常に進展していくということで、改善見直しといったものが必要だということと、2016 の実行計画そのものの進捗あるいは達成度においてそれを評価し、またこの見直しも図るということでの見直しがセットされていたというのが 1 点目の理由でございます。

また、2 つ目の○でございますが、2016 について内容や解釈で少しわかりにくいものがあったということで、この辺の明確化を図っておるのが 2 点目です。

さらに、2016 のときに残課題が少しございましたのと、やっていくうちに新たに課題が出てきたということについて、これも解決策を検討し反映させていただいたということです。それから、最後の○でございます。もともとは民間の自主的な取り組みということでスタートしたこの協議会でございますが、途中で割販法が改正され、加盟店さんに対してセキュリティ対策が義務化されるということがございましたので、こういったものも取り込んで改正させていただいたというのが背景でございます。

続きまして、8 ページ目でございます。従前より、この実行計画の 3 本の柱ということ

で、カード情報の漏洩対策ということで、加盟店に対して非保持化あるいはP C I D S Sの準拠を求めるということ。それから、偽造カードによる不正使用対策ということで、カードのI C化と端末のI C化を図っていく。それから3つ目の、E Cにおいては不正使用対策を導入していく。この3本柱については、従前どおりこの辺は全くゆらいでおりませんので、変わらずということでございます。

こちらの具体的な今回の見直しの部分が、ページをめくっていただきまして、10 ページをおあげいただけますでしょうか。まずは、1 本目の柱でございますクレジットカード情報の漏洩防止でございます。この点の一つ目の（1）で、「カード番号」と「非保持化」の定義の明確化を図っております。実際にはカード番号とみなさないものの定義ということになるのですが、まず1つ目は「非保持化」の定義の部分でございます、もともとカード情報を持っていなければカード情報が漏洩しないという観点から、非保持化についてこの実行計画の中に取り込んでいるわけですが、この非保持化が達成されれば、P C I D S Sの準拠が必要なくなるということで取り組んできたところでございます。

中ほどのところに、◎非保持化の定義とございます。前回の2016の定義がふわっとしたものでしたので、少し明確にしていくということで今回定義しております。

カード情報を電磁的に送受信しないことというのが定義でございます。具体的には、「すなわち」というところで、「自社で」というのは加盟店さんの自社でということになりますが、『保有する機器・ネットワークにおいて「カード情報」を「保存」、「処理」、「通過」しないこと』を定義としております。

もう一個のカード番号とはみなさないものの定義は、次の◎でございますが、トークナイズーションということで、加盟店さんのシステム内でカード番号として特定できないような別の番号等に置きかえるというやり方。あるいは、トランケーションということで、カード番号の一部を抜き取る形でカード番号が特定できないようにする。こういう形でカード番号とそもそもみなせないということになりますので、仮に盗っても無価値なものということで、悪用されないものについてはカード番号とみなさないという定義をしておるところでございます。

下の11 ページ、（2）非保持化と「同等／相当」のセキュリティ方策についてというところでございます。こちらについては、暗号化等によって加盟店の中でカード番号として特定できない、あるいは復号ができない状態に置かれた場合について、もう非保持化と同等であろうということで、取り扱っていくという考え方を導入しております。例としてP

PCI DSSと挙げておりますが、こういった技術的なものについてはそういう評価をしていきたいと考えております。

これによって、2つ目の◆のところでございますが、今、百貨店やスーパーさんで「ASP／クラウド接続型による内回り方式」というやり方で、非保持化に近い状態をつくりたいということで検討されているスーパーについても安全性が確保されるということで、PCI DSS準拠が不要となるメリットがあるということになってまいります。

それから、(3) EC以外の非対面取引におけるカード情報保護ということで、中小の通信販売事業者さんから、自分たちのほうでカード番号について電話やファックス、はがきで、要は紙ベースでカード情報を取得し保管・管理をしている場合についてはどうすればいいんだという問い合わせ等もありましたので、この辺についても議論させていただきました。先ほどの定義で、電磁的というお話をさせていただきましたが、紙ベースについては、漏洩のリスクが非常に低いということで非保持と同等という考え方にしております。

ただ、次の◆にございますように、紙で取得したとしても、それを自社のシステム内に入れて管理をするということをすれば、ここについては当然、PCI DSSの準拠を求めていくという話でございます。

続きまして、12 ページでございます。(4) 2017 年度の重点的取り組みということで、カード情報漏洩の防止について挙げております。非対面加盟店については非保持化あるいはPCI DSSを、2018 年3月までに対応完了を目指すということで再確認しております。それから、対面加盟店については非通過型への移行を基本としつつ、先ほど申し上げました非保持化同等／相当、こういったものを私どものほうで、先ほど例示したもの以外も検討してまいりますので、そういったものも参考にしながら取り組んでいただくということです。

それから、EC加盟店については、通過型といわれている——モジュール型などといわれておりますが、こういったものをやめていただきまして、非通過型——リンク型等ですが、こういったものに移行していただくことを推進してまいりたいということです。

それから、PCI DSS準拠に向けた加盟店に対するサポート体制ということで、対象範囲を最小化するというやり方で加盟店の負担を軽減するような事例についても検討し、共有化してまいりたいと考えておるところでございます。

最後の◆でございますが、カード会社とPSPに対しまして、まだPCI DSS準拠が完了していないものについては早急に対応するということを書き込んでおります。

以上がカード情報の漏洩の防止対策となります。

また、ページを進めていただきまして 14 ページをおあげいただけますでしょうか。今度は、偽造カードによる不正使用防止となります。こちらにつきましては、ＩＣカード化ということで取り組んでおるわけですが、(1) にございますように、2016 年にＩＣ取引時のオペレーションルールと、ＩＣカード対応ＰＯＳガイドラインという２つのものを成果物としてまとめております。これによって加盟店さんのＩＣカード化がかなり加速できると考えておりますので、こちらの周知を図ってまいりたいということでございます。

また、(2) で行政さんということで、補助金等を活用して、加盟店さんの費用負担の軽減等も図ってまいりたいということでございます。

それから、15 ページの(3) でございます。こちらはＩＣカード化について、事業者の方の取り組みあるいは加盟店さんの取り組みというところで、消費者にわかりやすいように見える化を図っていくという取り組みもしてまいりたいということです。

それから、(4) で行政さんのほうで割販法の円滑な施行及びセキュリティ対策の強化という観点から、「加盟店契約に関するガイドライン」を策定し公表するということを盛り込んでおります。

続きまして、16 ページでございます。この偽造カードによる不正使用防止の 2017 年度の重点的な取り組みとなります。1 つ目が、クレジットカードのＩＣ化に向けた取り組みということで、イシューアのほうでクレジットカードが 100%になるということで、こちらについて取り組みを加速するということです。

それから、加盟店さんにつきましては、ＩＣ化に向けた方策を引き続き実施していただくということです。

それから、3 つ目の◆でございますが、アクワイアラーのほうで加盟店さんの特性に応じた推進ということで、矢印の 2 つ目のところで「ガソリンスタンド」とございますが、例えばガソリンスタンドの場合については、揮発性の高いガソリンを扱うということで、爆発してしまっはいけないということで防爆対応のような、電子機器の扱いが非常に難しいということもございますので、こういったものも含めて検討を進めるなどの対応となります。

4 つ目でございますが、先ほど申し上げましたＩＣカード対応ＰＯＳガイドライン、あるいは我々が策定いたしますガイドライン等を周知し、ＰＯＳ加盟店さんへの取り組みを加速してまいりたいということです。

それから、行政の業界団体等への働きかけということで、行政と私どもで協力して加盟店団体に対して働きかけを行う。あるいは、行政さんにつきましては、イシューのカードの取り組みがおくれている場合については、個別指導も行うということを書き込ませていただいております。

続きまして、めくっていただきまして 18 ページ、ネットでのなりすまし等による不正使用防止というところでございます。こちらは 4 つの例示をしておりますが、それぞれについて取り組みを書いております。最初の◆と次の◆の 2 つが、3Dセキュアに関する新しい技術への対応となります。本人認証①ということで、3Dセキュアについて動的パスワードあるいは生体認証の導入が期待されるということ。それから、本人認証②で、3Dセキュア 2.0、新たなバージョンに対しての導入についても継続検討をしてみたいということです。

それから、3 つ目の◆ですが、券面認証、セキュリティコードと言われているものでございます。残念なことにカード番号とセキュリティコードが一緒に流出する事例なども散見されておりますので、セキュリティコードと、例えば不正配送先とかを組み合わせることで効果があるということを提示しております。

それから、4 つ目の属性・行動分析、いわゆるモニタリングと言われているものでございますが、これについても下に※が 3 つ書いてありますが、さまざまな情報を組み合わせることによって、より効果的な対応が可能となると提示しております。

次に、19 ページでございます。今度は配送先情報ということで、不正配送先の情報について記述させていただいておりますが、できるだけたくさんの不正配送先の情報が集まるのが有効だということと。それから、先ほどご説明いたしましたモニタリングなどと組み合わせることによって、この能力がより高まっていくということも記述しております。

最後の◆でございますが、その他ということで、カード利用時のメール配信サービスが有効だと記述しております。カードを利用したあとに、タイムラグを置かずに消費者のスマートフォン等にメールを送ることによってカードの利用の状況がわかるといったサービスも非常に有効ではないかと記述しております。

20 ページに、ネットのなりすまし防止策の 2017 年度の重点的取り組みを記述しております。一つ目の◆のところは、先ほど来申し上げましたさまざまな取り組みについて対応してまいっているということでございます。

次の◆につきましては、不正使用被害減少への取り組みということで、それぞれの加盟

店の状況に応じた対応を記述しております。①不正使用対策を講じていない加盟店の不正使用対策に係る方策の導入に向けた取組につきまして、不正使用対策が何ら行われていないところについては、早急に対応を図ってまいりますということでございます。

それから、②「何らかの不正使用対策を行っているが」ということで、既に不正使用対策は入っているのですが、残念ながら防ぎ切れずに不正使用被害がまだ発生しているところについては、重層的なやり方で対応させていただこうと考えておるところでございます。

③は、実際に今防止ができていようなケース、そういった成功事例を分析して、そういったものを共有化することによって有効な手だてを講じていきたいというのが3つ目でございます。

最後の◆行政による業界団体への働きかけは、ほかのものと同じように関係団体に働きかけを行っていくということでございます。

駆け足で大変恐縮でございますが、以上が実行計画の内容でございます。

○山本委員長 大部の内容を手際よくご説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは次に、前回の議論を踏まえた今後の検討課題につきまして、まずは事務局から論点のご説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 ありがとうございます。資料は便宜上、お手元に紙でも置かせていただいております。後払い分野に係る課題、資料5をごらんいただければと思います。

前回、検討課題を6つお示しして、それぞれについていただいたご意見を振り分ける形で整理しております。検討課題①からご説明いたします。枠囲いになっておりますところは、前回のパワーポイントの事務局からの資料、本日もタブレットのほうに参考①、②として念のため入れさせていただいておりますが、前回の事務局の資料の中の論点の部分を改めて枠の中に入れております。

各委員のご意見については割愛させていただいて、2ページ(2)をごらんください。委員の皆様からいただいたご意見を事務局として整理して、改めて深掘りをいただきたい論点などを整理したところでございます。

セキュリティ対策に関しましては、イシュー及びアクワイアラーに対するカード情報の適切管理義務について、加盟店についても同等のものを求めるべきではないかというご意見がございました。現行のこういったカード会社に対する適切管理義務については、個人情報保護法における保護措置と同様の措置を求めているところでございます。

一方で、カード情報の漏洩については、不正利用につながり得ることに鑑みまして、昨

年春の割販小委でのご議論にもございましたが、カード会社においても加盟店と同様に、先ほどご紹介をいただきました実行計画において示されたカード情報に着目したセキュリティ対策、例えばカード情報を保護する国際規格（P C I   D S S）の準拠といったことを求めていくべきではないか。

2つ目といたしまして、実行計画について、割販法上の加盟店のセキュリティ対策義務の実務上の指針とするとご提言をいただいているところでございますが、関係事業者にとってわかりやすいように、実行計画の中には各主体の役割ですとか、支援ですとか、継続的な検討課題というさまざまな要素が入っておりますので、その中で必要な措置に関する部分を、例えば認定割賦販売協会のガイドラインとして示すことを検討してはどうかとしております。

続きまして、3ページ、検討課題②：アクワイアラー等による加盟店調査に関しましては、5ページの真ん中あたりに検討の方向性ということで、たくさんのご意見をいただきましたがまとめております。

加盟店調査義務については、クレジットカード市場の健全な発展の観点への配慮も重要だというご意見もいただきました。そういったところにも配慮しつつ、性能規定の考え方を基本といたしまして、主に3つ、留意点として挙げております。

まず、悪質加盟店の排除の観点は当然入れるべきではないかというご意見をいただきました。2つ目、初期審査における調査事項については、一つ目といたしまして、特にE C サイト事業者の責任の所在が不明確になることがあるというご指摘がございましたので、法人の場合の代表者名・所在地、あるいは個人事業の場合の代表の氏名・住所・連絡先は入れるのではないかと。

取扱商材については、実務的な観点、費用対効果の観点も踏まえて、適切なレベルのものにすることと入れております。

3つ目といたしまして、途上審査の定期的にというところについてご意見をいただきました。初期審査及び平時の途上審査については、問題発生時、例えば情報漏洩事故、あるいは消費者苦情の発生といった問題発生時とは必要な調査のレベルが異なるのではないかとということを入れております。

次の6ページ、3つ目のアクワイアラー等の登録についてでございます。前回、事務局からは登録要件として、法律上必要な体制整備というのを入れておりますが、その具体的な内容として、委託先の管理を求めてはどうかということを示させていただきました。そ

れに加えて、ご意見として、加盟店調査を的確に実施するために、苦情情報の伝達を受ける体制、海外アクワイアラーの場合には、国内営業所で日本語で受けつけるということも含め、こういった体制を求めることとしてはどうかというのを入れております。

7 ページ、検討課題④でございます。苦情情報の活用ということで、こちらもご意見をたくさんいただいております。こちらの議論の出発点としては、現行の条文を少し簡略化して入っていますが、現行の施行規則 60 条、これはイシューア包含のイシューアに対して義務づけている苦情処理義務の規定でございます。

わかりやすく、8 ページの上の段にフロー図で示しております。これは現行の規定ベースです。まず、苦情を受けつけたときにはイシューアは原因究明をしなければならないということで、原因究明の結果、左から 3 列目のところで、4 つの類型分けをしております。一番上のところは、特商法で禁止されている行為等についてでございます。2 つ目が、イシューア自身の行為に関する苦情。3 つ目、4 つ目については、原因究明と、後ほどクレジット協会からご紹介をいただきます加盟店情報交換制度のデータベースなどから引っ張ってきた情報も合わせて、オンアス、オフアスの場合それぞれについて苦情の発生状況から見て、他の加盟店に比して利用者等の利益保護に欠けると認められる場合ということ。この 4 つの類型に当たる場合にはもう一つ右側に進みまして、苦情処理のために必要なさらなる調査をしていただく。最後、一番右側ですが、改善のために必要な措置を講じるというところが、今、苦情処理義務として規定されているところでございます。

10 ページに飛んでいただきまして、いただいたご意見をまとめさせていただいております。先ほどの現行のイシューアに対する苦情処理義務について、今回、アクワイアラー等に対して加盟店調査義務を新たに導入することに伴いまして、今の苦情処理義務の中で、加盟店調査に当たるようなものも含まれておりますので、改めてオフアス取引におけるイシューアとアクワイアラーの合理的な役割分担という観点から見直して、再整理をしてはどうかということでございます。

その際の 3 つの視点といたしまして、1 つ目が、イシューアがアクワイアラーに苦情を伝達する場合に、イシューアはどういった評価をした上で伝達をするのかということでございますが、まずイシューアにおいて、その苦情内容についてイシューア自身の問題ではなくて、加盟店の行為に起因するものであるということを確認した上で、直接アクワイアラーへ伝達する、あるいは認定割賦販売協会に登録するといったことがあり得るということでございます。

2つ目といたしまして、マンスリーの取引については、苦情処理義務の対象とはなっておりませんので、認定割賦販売協会の加盟店情報交換制度の対象に追加するべきではないかということで、その場合の報告対象をどうするかということをご議論いただければと思います。

3つ目として、悪質加盟店の排除の観点での途上審査でございますが、2つに大きく分けられるのではないかとということで、例えば特商法の禁止事項あるいは消費者契約法の取り消し事由に当たるような場合と、それ以外の場合についてはある程度同種苦情の多発をもって消費者の利益保護に欠けると言われる場合に、加盟店調査につなげていくというような区分けが必要ではないかと入れております。

11 ページから、検討課題⑤といたしまして、カード発行時あるいはカード利用時の書面交付あるいは情報提供に關しての課題でございます。これも12ページの(2)をごらんいただきますと、それぞれ3つの段階においていただいたご意見を、2つ整理させていただいています。2つ目の段階のカード利用時のイシューからの書面交付については、前回の資料の中で、それぞれ3段階ごとにどういった記載事項が求められているかという一覧表を入れさせていただいておりますが、カードの利用の都度、変更のない情報については、本来はカード発行時の書面への記載で足りるとも考えられると。一方で、イシューの連絡先ですとか抗弁接続の権利については、消費者にとっての利便性ということから、利用の都度、利用明細に載せておくのが便利なのではないか。

2つ目でございます。不正利用を早期発見するため、消費者自身が利用明細を確認することということでございます。先ほど実行計画の中でもございましたが、最近の利用の都度、あらかじめ登録されているメールにカード利用についての配信メールが送られるサービスも出てきておりますので、こういったサービスの普及を図っていくというのが一つ。

もう一つは、お店から渡される情報提供とイシューから来る利用明細を照合することによる早期発見というのもございますので、そういった観点から商品購入の内容を特定するために、加盟店からの情報提供事項を考えていく必要があるのではないかと。

2つ目の○でございますが、カード発行時のイシューからの書面の記載事項として、今、法律用語を使わなければいけないということで、必ずしもわかりやすすくないのではないかとことがございました。これについては、省令上、わかりやすさと正確さを担保した上で、具体的な表現方法については、例えば認定割賦販売協会のほうで、消費者のご意見もいただきつつ、ガイドライン等で標準化を図っていったらどうかとさせていただい

ています。

13 ページ、検討課題⑥：支払可能見込額調査でございます。これも 14 ページをごらんいただきますと、検討の方向性ということで、3 つ入れております。1 つ目として、前回、クレジット協会からご紹介いただきました現行の見込額調査に関する規定が非常に細かくなっているということで、事業者において、その規定に従うためにどうしても画一的で硬直的な運用になっている。結果として、消費者に対して過剰な負担あるいはプライバシー介入といったことになっているのではないかとということ。

2 つ目といたしまして、こういった実態を踏まえまして、消費者の意向に配慮しつつ、一方でもとの立法趣旨である過剰与信の防止という目的に照らして、より実効的な基準という方向で検討していただければということでございます。

その際に、前回ご意見いただきましたように、具体的な手段や方法は限定しない、性能規定的な考え方を参考にしつつ、一方で過剰与信防止の実効性を確保するために、その調査方法が実効的かどうかというところをチェックするために、一定の指標を設けることも検討してはどうかということを入れております。

以上が資料 5 でございます。

続きまして、資料 4、前払い分野の課題について、続けてご説明いたします。こちらは、前回 4 つに分けてパワーポイントをつくってございましたが、業務面と財務面で 2 つに大きく整理させていただいております。

まず、業務面でございますが、2 ページの検討の方向性をごらんいただけますでしょうか。前回ご紹介したような消費者の苦情相談の状況も踏まえまして、取引適正化という観点から 6 つ上げております、こういったことについて、割販法の省令の中で規定を整備していくべきではないか。1 つ目が、解約拒否あるいは解約渋りといった行為に対して是正を求める。2 つ目として、苦情・相談対応の体制整備。3 つ目として、会員契約時に契約約款の交付を明確に求めていくこと。4 つ目として、誤認を招くような不当表示の是正を求められるようにすること。5 つ目として、委託先への管理。6 つ目として、個人情報保護法との整合性も図りながら、情報管理体制については是正を求められるようにしていくこと。

2 つ目として、解約手数料問題については、現状、裁判所の判断が分かれていることもございますが、業界の自主的な取り組み、前回ご紹介したように、これまでも引き下げ努力をいただいているところでございますので、こういった努力の継続を期待するとい

ったことではどうかということを入れております。

3 ページ目、財務面でございます。流動比率の算定方法についての見直しと、財務に関する報告を求める対象として、連結対象会社についても報告を求められるようにしてはどうかという、2つを論点として挙げさせていただいております。

4 ページ目でございますが、検討の方向性として、流動比率については、もとの趣旨として「短期的な手元流動性を測る指標」ということで、一般の企業会計原則を踏まえまして、その支払い期限が「1年以内」かどうかという観点から、流動資産及び流動負債等に、その計上項目として適切かどうかというところで、必要な見直しを行ってはどうか。

具体的な運用においては、友の会と互助会の性格の違いも考慮すべきということがございましたので、個々の事業者の実態に即した算定方法について、同じ1年以内でも、友の会と互助会では当てはめた結果が異なると思いますので、そういったところも踏まえて検討してはどうか。

3つ目として、流動比率に関連いたしまして、キャッシュフローの状況を的確に把握するために、他の指標の活用等も検討してはどうかというご意見もいただいております。

4つ目といたしまして、連結対象会社を含めた財務状況については、互助会、友の会自身の財務状況を的確に把握するために、こういった連結対象会社を含めたところを、信頼性が担保される形で情報収集する必要があるのではないかと整理しております。

参考1と参考2として、現行の前払いに関する現行の省令の規定を張っておりますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

加盟店情報交換制度については、補足を。

○山本委員長     ありがとうございました。

続きまして、與口専門委員より、加盟店情報交換制度につきましてご説明をお願いいたします。

○與口委員     お手元の資料6をおあけいただければと思います。加盟店情報交換制度の概要という紙でございますが、上のほうに（1）登録情報の種類と登録期間というところがございまして、表の上のほうの点線に囲われているところがクレジット会社のエリアでございます。その下のほうの登録という矢印があるその下以降が、当協会の加盟店情報交換制度の図だにご理解いただければと思っております。

まず、クレジットカード会社の左側のほうに、消費者からの申出受付とございます。こちらで、消費者からお申し出いただいた内容について、問い合わせであるとか相談、あるいはある種の誤解に基づくものを除きまして、事実確認等の中で、利用者等の保護に欠ける行為に該当するか否かを調べさせていただいて、それに基づいて、下のほうにございますような登録行為が行われていくということになります。

利用者の保護に欠ける行為がどういうものかにつきましては、別紙1ということで資料をおつけしておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

先ほどのように内容を確認しまして、下の登録のほうでございます。まず申出情報というところでございますが、利用者の保護に欠ける行為があったかどうかということについて、必ずしも残念ながらクレジット会社では判断が困難な場合について、全く登録しないのではなくて、ここで申し出情報として登録させていただくことになります。

それから、真ん中の苦情発生情報というところで、いわゆる利用者の保護に欠ける行為があったかどうかについて、疑いが残るというか、加盟店さんは否定しているのですが、実際には類似の申し出などがあるような場合については、疑わしい行為として苦情の発生情報の中に入れていくということです。

それから、苦情原因分類情報につきましては、消費者の利益の保護に欠ける行為があったことが明確な場合について、ここに入れさせていただくと。この場合については、先ほどもご説明がありましたように、割販法が求めます調査も必要になってまいりますので、その調査をした結果は、その隣にございます苦情調査情報というところに登録をしていくことになります。

さらに、利用者等の保護に欠ける行為を行ったことを理由に加盟店契約を解除した場合につきましては、さらにその隣にあります強制解除情報で登録が行われることになります。

一番右端の行政処分情報というのは、私どものセンターのほうで、特商法に關します行政処分等があった場合について、それを収集し保管をしているところでございます。

こちらの登録分につきましては、別紙2にもう少し詳細を書かせていただいておりますので、後ほどまたご確認をいただければと思います。

こちらの情報について、どういうふうに共有化を図っているかということで、(2) 情報共有に書いております。一つは登録回答ということで、今申し上げましたようなそれぞれの登録がされたときに、その登録した会員に対しまして、登録時点で保有をしております登録した加盟店の情報をお戻しするというのが登録回答となります。

それから、②照会回答というところ。これが一番オーソドックスかと思いますが、調べたい加盟店さんについて、当協会に照会していただくと、その照会時点で保有しております照会加盟店についての情報をお戻しすることになります。

あと、3番目のフィードバックということで、1番目の登録をしていただいた会員さん等に、加盟店さんで新たな情報等の登録があった場合について、一定条件に該当する場合について、その登録をいただいた会員さん等にお戻しするというフィードバック情報という形もとらせていただいております。

非常に簡単ですが、以上で加盟店情報交換制度の説明とさせていただきます。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ここから質疑に移りたいと思います。本件につきましての審議の時間としましては、50分程度を予定しております。それでは、ご質問、ご意見がおありの方は挙手をお願いいたします。

では、池本委員、お願いいたします。

○池本委員     委員提出資料として添付していただいております、いろいろ書き込んでおります大部にわたりますので、ポイントだけ申し上げてそれ以外のところはお読み取りいただくということでお願いしたいと思います。

重要なところから先に。検討課題④に関する意見です。苦情情報の活用、すなわちイシューアーとアクワイアラーの連携に関して、先ほど事務局資料の中でも、省令60条の紹介がありました。それをイシューアーとアクワイアラーで役割分担したらどうなるかというので整理し直してみたいと思います。

まず、イシューアーは、苦情は何でもかんでも伝達するというのではなくて、受け付けた苦情の内容を分析、原因究明をして、加盟店の販売方法の問題だということを見きわめた上で動くということですが、まずは特商法の禁止行為違反など、重大な苦情の場合には、遅滞なくアクワイアラーに伝達する及びJDMに登録することが必要ではないかと。この現行法でいえば、調査義務が直ちに発生するという場面に相当します。

それから、そのほかの苦情の場合でも、同種苦情が多発して、それで利用者の保護に欠けると認められる場合には、これもアクワイアラーに直接伝達とJDMに登録が必要ではないかと。これも現行法でも調査義務発生レベルということになります。

それから、③はその他苦情ですが、多発までは行っていないものは、少なくともJDMに登録は必要ではないか。なぜなら、苦情を集約するのは加盟店契約をしているアクワイ

アラ側ですから、イシューが苦情が多発してから送ったのでは遅いという意味で、ここは少し修正が加わります。

それを受けたアクワイアラの調査義務発生ですが、これも省令 60 条の考え方をなぞっているものですが、禁止行為に違反するような重大な苦情であれば、速やかに必要な調査を行い、あるいは必要に応じて所要の措置を講じ、それを JDM に登録していただくと。あるいは、苦情の適切な処理ということからすれば、必要に応じてイシューにそれを回答・報告することも必要ではないか。

それから、その他の苦情が多発しているような場合。これはイシューから伝達されたものと JDM など全体で把握できたことで、これも同じように調査し、所要の措置を講じ、JDM に登録あるいは回答ということが必要ではないかということです。その意味では、現行法のレベルを前提にして、その役割分担をすればこうなるということを整理し直してみました。

それから、以上のようなことを、マンスリークリア取引の場合に、先ほど資料 6 で JDM の運用を紹介しましたが、JDM の運用としては、それにほぼ見合うことを今のイシュー、アクワイアラがそれぞれ自主規制規約の中で位置づけていただきたいということです。

そして、JDM の運用ではないんですが、必要に応じて直接伝達ということも、自主規制規約の中で、先ほどと同じように入れていただくことで、国会の附帯決議等にもありましたマンスリークリア取引における苦情の伝達、活用を満たすことができるのではないかと考えております。

戻って恐縮ですが、資料の検討課題②アクワイアラの加盟店調査。これは先ほど申し上げたことにつながっております。前回の議論で、悪質加盟店排除というのは抽象的であるということもありましたし、あるいは消費者保護とカード市場のバランスをという言葉もありました。

が、現在の省令 60 条でも、そういう抽象的な悪質加盟店排除というのではなくて、今のよう、もう法的にかなり明快な定義づけがありますから、その点は問題ないでしょうし、コストがかかるからとよくおっしゃるんですが、むしろ私どもの認識では、最近の過大なポイント付与をしてカード発行シェア争いをしているところがあつて、安全確保のためのコスト負担が過大であるから市場退出を余儀なくされるというのは、これから新規にやろうとする加盟店がおっしゃるならまだわからないではないんですが、カード会社が

おっしゃるのは私は理解ができないと考えます。

もう一点、4ページで、支払可能見込額調査についても一言だけ申し上げます。性能規定の考え方で、具体的な手段、方法を限定しないで、そのかわりにその実効性を確保するためのチェックの一定の指標を設けるという提案がありました。しかし、もともと、平成20年改正で、抽象的に「支払能力を超える与信を防止する」という抽象的規定では実効性が不十分だから、かなり具体的な調査項目を定めたという経緯があります。

だとすれば、実効性確保の指標というのはどういうものかという中身を具体的に議論して、これであれば大丈夫かどうかという議論をすることが先決であり、それをしないで方針だけ変える、そして具体的な調査事項、判断基準を撤廃してしまうというのは非常に不適切な対応になるおそれがあるのではないかと申し上げたいと思います。そのほかのところは、書面のとおり陳述ということで取り扱い願いたいと思います。

以上です。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

今回も後払い、前払い、両方それぞれ論点も非常にたくさんございますが、時間が非常に限られております。ですので、委員の皆様はどこの場面というふうに限らずご発言いただきたいと思いますが、議長としては、論点がある部分にある程度集中するようであれば、適宜議事を整理して進めてまいりたいと思います。

例えば、池本委員からご発言のあったことにもかかわりますが、今回の後払いのほうの論点整理のペーパーの8ページのところに、現行割販法施行規則60条を受けての対応の段取りが書かれております。今回、苦情伝達と加盟店調査という形で再整理する。これは、今回のペーパーですと、10ページに検討の方向性ということでそういった記述がございますが、その際の、苦情を伝達するイシュー、特にオフアスの場合の原因究明というのが一体何を意味するのか、この辺はできれば深めていただきたいところです。

民事紛争の解決に多少なりともかかわった経験のある方からすれば、原因究明というのはたいへん重たい言葉で、片方の申し出があった段階で原因究明なんてできるはずはないと普通考えると思うんです。しかし、現行法は恐らくオンアスを前提として、加盟店の意見も聞いて、それで何とかそういうことがあったらいいとある程度わかるのではないかとこの頭で書かれている。今回の割販法改正を受けまして、この辺を再整理する中で、本当にこれでいいのかという辺りも大変気になるところではないかと思われますので、ただいま池本委員からもご発言があり、先ほど與口委員からもJDMの関係でご発言がありまし

たが、その辺につきましても、ぜひ議論を深めていただければと考えております。

それでは、さらにご意見、ご質問がありましたらお願いします。

二村委員、お願いします。

○二村委員     ありがとうございます。

何点かありまして、まず非常に形式的なというか、簡単なことですが、5 ページの検討の方向性のところで、法人の調査の項目として、法人の場合には代表者名及び所在地というのが入っておるんですが、せっかく法人番号制度もマイナンバーとともに導入されておりますので、これの活用をお考えになったほうがよろしいんじゃないかならうかと思っております。これが1 点目。

それから、今、委員長からご指摘がございました苦情の伝達のところです。本来、苦情、つまり不満足の説明があったときに、まず、それは一体どこが起因であるかというか、アトリビュートする先、大元はそもそもどこら辺なんだという切り分け作業があるはずです。その切り分けをやった上で、初めてその事案について具体的当事者が確定し、その中で一体何が起きていたのかというのが調べられるはずなので、オフアスを前提とすると、いきなり原因究明というのはあり得ないだろうと思うんです。

少なくとも、イシューサイドの事案なのか、アクワイアラーサイドの事案なのかということの切り分けをして、アクワイアラーサイドだとわかったときにはアクワイアラーサイドに伝達していく、その上でアクワイアラーサイドでどうアクションをとっていくかというふうに流れていくはずのものだと思っています。ですから、この 60 条を単純に前提としますというのは、議論としては無理があるんじゃないかならうかと思っております。

もちろん、それでレベルを落とせとか、やるべきことをやらなくてよろしいんだというような、ちょっとコストがかかるからそんなことをやる必要がないんだというような趣旨だと捉えられますと私としても不本意なので、多分、この規定をそのまま単に書き直しただけではワークしないだろうと申し上げたいということです。

それから、支払可能見込額調査のところで、私は今、ご提言がある内容に非常に賛成しておるんですが、今、池本委員から、そもそも性能規定では前だめだったじゃないかというご指摘があったので、この点についてです。現実にはそうではなくて、これは日本クレジット産業協会当時の統計なども見てみたんですが、カードショッピングの1 回払い、マンスリークリアも含めてですが、これの信用供与額に対する延滞債権額を時系列で追ってみますと改正前の平成 15 年、0.3%。平成 16 年、0.3%。平成 17 年、0.3%。平成 18 年、

0.3%。なお、その際に、融資専用カードによる貸し付けの場合ですと、延滞率 3.8%がだんだん上がっていきまして、平成 17 年あたりですと 11%、平成 18 年ですと 17.1%と非常に高い割合になっています。

つまり、多重債務者問題が出たときの貸し金の状態とカードショッピングは、全く相違していたわけです。さらに、これは改正法が施行された後どうなったかということで見ますと、平成 23 年度、0.3%。平成 24 年度、0.3%です。つまり、改正法の規制が入っても変わらなかったんです。この事実を踏まえたときに、果たして何でこれをやっているのかという疑問だって出てきかねないわけです。

ファクトに基づいて見ていったときに、この規制が合理的なのかということを問い直すべきときに来ていますし、ましてや FinTech という新しい技術が導入される中で、いろんな審査方法が出てくる可能性がある。その目をこの包括者側の見込額調査というのはつぶしてしまう危険があります。池本先生もおっしゃった平成 20 年改正のときの議論の中で、支払能力の調査が問題になったというのは、むしろ個別クレジットを中心とした議論であったかと理解しております。

その観点からも、今回はカードの問題について取り上げているというところを見ても、ご指摘は当たらないんじゃないかならうか、むしろ積極的に柔軟な手法を認め、かつ一方で多重債務問題を発生させないようなチェックをどのようにするかということに力点を置くべきでなかろうかと思っております。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員からもご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではまず大谷委員、次に沢田委員、お願いいたします。

○大谷委員     私からは、今回出されたセキュリティの面も含めて、前払い、後払いに関する検討の方向性に関しては、基本的には賛成させていただきたいと思っております。

ただ、2 点ほどお願いしたいことがございます。今、相談の現場でも、カードを使った取引で、悪質な加盟店が起因によるものがふえているというか、結構寄せられております。今はマンスリーに関しても、クレジットカード会社さんの協力を得て前向きに対応していただいている現状がございますので、ぜひこの現状を低下させるようなことだけではないようをお願いしたいと思います。

それと、最近、相談の現場では、カードが使えるお店のほうが安心ですよと消費者を啓発していく方向性も現場の中では出てきておりますので、セキュリティの面も含めて、前

向きな自主規制の対応は強化していただきたいと思います。

もう一つお願いは、特に利用者がこの取引おかしいんじゃないかと気づくものの一つに、利用明細を見て、あれ、これは自分の覚えがないというものがあったりしますので、ぜひ利用明細の書きぶりというのか、伝達の方向が、例えばP S Pが入っている場合にはP S Pだけの表記ではなく、どこの販売店なのか、何の商品なのかというものが合わせて伝達されると、消費者もチェックしやすくなるといったことがありますので、ぜひ、法的には難しいとしても、自主的な取り組みとして、何らかそういった明細の改善みたいなものがされないかなとお願いしたいと思います。

あと、ほかのことに関しては、池本委員の言っている、ペーパーにもあるようなことを消費者も申し上げたいと思っておりますし、セキュリティ、ほかの面に関しては、方向性については賛成させていただきますので、お願いいたします。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

続いて沢田委員、お願いいたします。

○沢田委員     ありがとうございます。

実行計画 2017 を含めまして、いろいろおまとめ、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

意見何点かですが、まず検討課題④苦情情報の活用に関しまして、先ほど委員長のご指摘と全く同じことを考えておりました。原因究明はそんなに簡単なものではないと思いますので、現行割賦販売法の対象となる取引に関しましても、オフアスの場合に原因究明がどこまで可能かという現実的なところから考えるべきではないかと私も思います。

さらに、マンスリークリアまで実質的な対応に含めるということになってまいりますと、取引の量が爆発的にふえることから、ノイズもふえてくるんじゃないのかなとちょっと懸念しております。ありとあらゆる苦情が寄せられる中で、例えば、マンスリークリアで、ポルノ画像が見たくてアダルトサイトに登録したが解約できない、解約方法がわからないというような申し立てがカード会社に来たとすると、今までのところ、イシューは、それはこっちに持ってこられても困るので自分で何とかしてくださいよと返していたと思うんです。それでよかったと思うんですが、それをもし一歩進めて、契約締結過程に問題がなかったか、解約できないのは消費者が無知なせいじゃなくて、事業者が解約を妨害しているのかどうかということまで聞き取って判断しなくてはならないとすると、結構大変な負担で、J DMに入れるか入れないかの判断自体がかなり負担になるのではないのかなと

思っております。もちろん、 이슈ア－がそれでいいとおっしゃるのであれば、余計なお世話なのですが、人ごとながら心配になったというのが検討課題④に関してです。

ちょっと戻って、検討課題②の加盟店調査に関してです。取り扱い商材について、どの程度の粒度で考えるかという課題がございました。これに関しましては、カテゴリーだけで入り口でNGとなることが余りないように丁寧な検討をしていただく必要があるのではないかと考えていて、例えば苦情が多い商材だから一律にNGということではなくて、注意が必要な商材については、より細かい内容を見ていく必要があると思います。

例えば、オンラインサービスという項目でカテゴリーを大きくしてしまいますと、悪質な出会い系サイトもまじめなマッチングサービスも同じ分類になってしまって、それが入り口でどっちもだめということになると、ちょっと行き過ぎではないかと。もうちょっと細かく見て判断していただきたいと思います。

逆に、家電製品の販売で、冷蔵庫を売るのか洗濯機を売るのかは聞かなくてもいいというふうに、場合によって違うのではないかと思います。

それと、検討課題①に戻りまして、加盟店のセキュリティ対策に関してですが、個人情報保護法で求められるレベルよりも一歩進めたセキュリティ対策を求めるということに関して、もちろん賛成でございます。実務上の指針の中から必要な措置を取り出していただくことももちろん賛成です。

これを今お聞きしていいのかどうか、空気を読みながら迷っていたのですが、やはり聞きます。先週末ぐらいに起きた結構大規模な漏洩事故に関しまして現在の検討に当てはめて考えると、当事者をどう考えたらいいのかが報道だけではわからなかったものですから確認です。東京都の納税をクレジットカードで行うためのサイトということで、この場合、サイトを運営されていたGMOペイメントゲートウェイとトヨタファイナンスと東京都という3つの主体が出てくるわけですが、東京都が加盟店と思ってよろしいわけですか。トヨタファイナンスがアクワイアラーで、GMOさんがP S Pという関係と思ってよろしいでしょうか。

○坂本商取引監督課長　東京都税支払いサイトに関しては、GMOは決済代行。決済にはかかわっておりませんで、サイトの構築と運営をしているトヨタファイナンスの委託先と聞いております。

○沢田委員　そうすると、アクワイアラー、P S Pは誰になるんですか。

○坂本商取引監督課長　トヨタファイナンスです。

○沢田委員　　P S Pは特になくてということですか。わかりました。

では、次の質問ですが、P C I　D S Sがセキュリティ実行計画の中でも頼りにされているわけですが、今回のケースとP C I　D S Sの準拠状況との関係をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○坂本商取引監督課長　　今、詳細調査中ですが、GMO社はP C I　D S Sは認定を受けていたと聞いておりますので、それについて今回の事故とどういった関連性があるかということについては、詳細な調査を待つて再発防止を考えていく必要があると考えています。

○沢田委員　　ありがとうございます。

今回の検討の目的はE C加盟店からの漏洩をどうやって防ぐかということで、それは非常に重要なことなので、できるだけお手伝いができればと思っていたところですが、この事故があつてE C加盟店にセキュリティ対策をお願いしづらくなっちゃったなみたいなどころがありまして、きちんと整理されるといいなと思っております。ありがとうございます。

○山本委員長　　それでは、鈴木委員。次に岩崎委員をお願いいたします。

○鈴木委員　　ありがとうございます。

私どもとして、苦情情報の活用をずっと言い続けてきましたので、この苦情情報の活用については、事務局案に基本的には賛成です。ただ、苦情の現場では、マンスリーが非常に多いのが現状です。取引自体もマンスリーが多いと思うので、何でもかんでも入れろということは本当に大変でしょうが、せつかくの苦情を生かさない手はないのではないかと考えています。ここに書いているような重大な苦情ですね。原因究明は非常に難しいのはわかりますが、利用者の保護に欠けるようなものがあつたら、それが悪い加盟店の排除につながると思いますので、マンスリークリアの苦情伝達義務が法律上はないことは理解していますが、直接伝わるように、自主規制規約などに入れていただければなと、これはお願いです。

もう一点、セキュリティ対策のところです。セキュリティ対策はどんどん進めていただきたいのですが、見える化についても賛成ですが、見える化というのは常々対策と消費者の理解が車の両輪のようなものだと思つていまして、幾ら対策を進められても、消費者が理解していなければ何の意味もないと思いますので、消費者の啓発も合わせてしていただきたいですし、例えば、P O Pなどをつくるに当たっても、一目でわかるようなものにし

ていただけたらと思います。

その点に関しては、私どももできる範囲で今後、研修等々でご協力していきたいと思っていますので、その辺の消費者の啓発についてはよろしく願いいたします。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

続いて岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員     私からは、資料5の後払いに関しまして、3点ございます。

1点目が、5ページの検討課題②の2つ目の「・」、取り扱い商材についてです。これは沢田委員からも先ほどご指摘がありましたが、私もその考え方にアグリーします。ただ、余りにも商材のレベルが細かいと、実務的な負担が大きいきばかりか、情報がすぐに陳腐化してしまうおそれがありますので、ここに書かれておりますように、適切なレベルのものにすることはすごく重要だと思っております。

2つ目といたしましては、その下の③の点、平時の途上審査についてです。日本はマルチアクワイアリングですので、ある一定規模以上の加盟店になりますと、複数のアクワイアラーと契約しているという状況です。

その場合、複数のアクワイアラーが一つの加盟店を調査することになりかなり重複があって無駄が多いですし、また加盟店サイドから見ましても、途上審査のたびに複数のアクワイアラーからばらばらに調査を受け、その対応がかなり負担になるのではないかと思います。

それならば、平時の途上審査のための調査項目が書かれた定型フォームをカード業界で共同でつくって、それを加盟店に配付し、加盟店は定期的にそれに記入して、契約アクワイアラーに送付するという方式がかなり合理的なのではないでしょうか。それによって加盟店負担を軽減するかわりに、送付を義務づけるというのが一つ考えてもいいと思っております。

3点目が、6ページの検討課題③のアクワイアラーの登録制についてです。海外アクワイアラーがもたらす問題が一番大きいので、登録制が適切に機能するのがすごく重要になります。

その点について考えるときに、カード会員は何か問題が発生したときに真っ先に連絡するのが、カードの券面の裏に書かれている電話番号、つまりイシューアーです。

そうすると、イシューが海外アクワイアラーまたはその海外アクワイアラーが契約した国内P S Pに迅速に連絡をとることができることが重要になってきます。その加盟店がどこの海外アクワイアラーまたは国内P S Pと契約しているのか。どこに連絡すれば担当者と話ができるのか。そういった情報がすぐにわかるようにする必要があり、そのための体制をつくるべきだと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。

與口専門委員、お願いいたします。

○與口委員     課題④のところにつきまして、いろいろご意見を頂戴していますので、コメントさせていただければと思っております。

私どもの業界といたしましても、国会の附帯決議というのは非常に重く受けとめておりますので、自主的な対応ということになります。マンスリークリアについての登録についても、前向きに考えさせていただいておるところでございます。

ただ、一方で、マンスリークリアということになりますと件数も非常に多くなることも明らかでございますので、そういう意味では相応の負担も増してくることを考えますと、カード会社のほうでもある種スムーズに登録していくためにも、今やっているものと余り大きな乖離があるということになりますと、これはこれで非常に難しいところもありますので、できましたら今の、先ほどご説明しましたJDMの制度を余り大きく変更するようなことがなく、ソフトに移行できるような形でお考えいただければスムーズな対応ができるのではないかなというのが1点でございます。

それと、今、岩崎委員からもご指摘があったように、海外アクワイアラーとの連携というところがイシューさんとしても非常につらくなるところではないかなと思っておりますので、その辺については、先ほどご指摘のとおり、きちとした体制がとれるような登録等が行われることを期待したいと考えておるところです。

もう一点、これはあくまでも例示でございますので、余計なことかもしれないのですが、課題①のところ私どもの名前が出ておりますが、この実行計画の必要な措置につきまして、私と例えばということで私どもの協会のガイドラインということでお示しいただいておるのですが、カード会社やP S Pにつきましては、私どもメンバーでございますので、しかるべくガイドラインで対応させていただくことは可能かと思っておりますが、加盟店

のほうの義務に関しましては、位置づけの問題かもしれませんが、私どものガイドラインで本当に効力があるのか、信頼を得て従っていただけるのかというところを加盟店さんの納得性の点からのご議論をいただいて、納得性のあるやり方をご検討いただければと思っています。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員     先ほど来、原因究明という言葉について複数意見がありました。これについて発言させていただきます。

私のレジュメでは、ここを分析という言葉に置き直したんですが、もともと苦情の原因究明をした上でというのは、加盟店調査を開始する必要があるかどうかの見きわめのための用語であって、加盟店の言い分と消費者の言い分のどちらが正しいかという最終判定を想定した原因究明という言葉ではなかったはずです。原因究明という言葉が本当によかったのかなと思うくらいです。

その意味では、重大苦情に当たるような不実の告知のような申し出なのかどうか、消費者からのヒアリングがベースですし、同種苦情が多発しているかどうかとなれば、自社の他の情報あるいはJDMの情報によって多発かどうかを見きわめると。そういう意味であって、加盟店からも聞くというのは望ましいけれども、オフアスの場合は困難ですから、そこまでは含まないんだということは、むしろ解釈運用の中で確認しておいてもよろしいんじゃないかと私は考えます。

そう考えれば、先ほど與口委員からおっしゃっていた、JDMの現在の運用を大きく変更することではないものだと理解していただけるのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長     私の先ほどの発言は、まず原因究明という言葉がいいのかと。今、省令を変えようとしているんだから、一般の国民の日本語感にもうちょっと合わせた言葉がもしあれば、そっちのほうで混乱が起らないんじゃないかという趣旨です。

それから、原因究明を本当にまじめに考えますと、原因究明ができないからこれは登録しないという方向にも行ってしまうわけです。ですから、今回はせっきくの機会なので、きちんとし切ったらどうかということでご意見を今募っている次第です。ただ今、池本委

員からもそういう方向でのご発言がありましたし、與口専門委員からもご発言がありましたので、そういったご発言を踏まえて、さらに事務局で検討していただきたいと思います。

ほかにご発言ございますか。

小笠原委員、お願いします。

○小笠原委員 委員の小笠原です。

ずっと後払いの議論ばかりだったものですから、いつ僕が発言していいのかとタイミングを伺っていたんですが、私から前払いの検討の方向性についての発言をさせていただきたいと思います。

私も専門性から、特に検討課題の財務面の検討の方向性を、先ほど4ページでご説明をいただいたかと思います。これについて、個々にコメントさせていただきたいと思います。

まず、流動比率の運用の問題であります。これは前回の議論でもさせていただきましたが、今のように前受金を一方的に流動負債の中に全額計上するという格好で運用しますと、友の会の場合には実態運営上はほぼほぼ即していると思うんですが、葬祭業に関する互助会に関しては、その大半が解約の実績から見ますと1年以内での支払いが予定されていないということになりますので、これは例えば同じような負債の科目でいいますと、借入金なんかはそうですが、ある程度長期性のある借入金については固定負債に振っておいて、1年以内の返済が明らかなものについては、流動負債に計上していると。

これは会計基準の中でもワン・イヤールールということで、1年以内か1年超かということではこれは計上しているのが実務だと思いますし、葬祭業の中でも上場されている会社さんでもそういった運用を実際に行っているということからしますと、この流動負債の中で扱う前受金については、きちっと会計基準に則して計上するように促す。それによって判断するというのを、焦眉の急として検討すべきではないかなというのが1つ目のポイントであります。

2つ目はそれによってということになるんですが、当然、それによる流動比率が友の会と互助会の場合で、当然算定の相場観が違ってくると思いますので、この辺は一緒に一緒に前払いということではなくて、短期性の前払いの部分と長期性を持った前払いの部分と分けた運用、それに即した一定の指標を検討されたいかと。こちらについても私は賛成したいと思っております。

あと、3つ目のキャッシュフローであります。流動資産、流動負債を比較したりとか、総資産の中における負債と自己資本の比率といったものは、いわゆる静態的な指標といい

まして、期末のある時点で切ったときに出てくる、ある意味期末時点のたまたまの比率だったりということもありまして、実際に1年間の活動をしている中で、いわゆるキャッシュが営業や投資や財務活動においてどういうふうに移したのか。特に、営業活動において、要は葬祭業をやった場合、友の会を運用した場合に、どういうふうなネットキャッシュを生んだのかというのは、その事業が持続可能かどうかを見る上で非常に重要な指標で、これは動態的な指標だといわれているので、これも検討したほうがいいと思います。

ただ、これは期末のある時点でばしゃっと出す指標と比べますと、算定に少し難易度があるというか、複雑さがありまして、1年間たつてキャッシュが100ふえたんだけど、その100の内訳が営業によるものか、借りた財務によるものか、投資をした、例えば株を売った代金なのかということの3区分に分けるとするのは技術的に難しいというのは正直ございます。

ですから、そういう情報収集——そもそもキャッシュフローをつくるに当たる十分な情報があるかという収集の確実性と、情報そのものの本当の正確性というか、この辺に配慮しながら、こちらは現状ですと一足飛びに高レベルのものを事業者に要求するという側面もあるので、慎重に検討される必要があるのかなというのが3つ目であります。

4つ目の連結対象会社を含めた財務状況ということではありますが、これも連結財務諸表自体を正確につくることは非常に大変なことであります。ただ、一方では単体の事業自体のよしあしを判断するだけでは、結局、事業者全体のトータルの収益性であるとか安全性を把握するという意味では片手落ちになってしまいますので、その辺は少しバランスを持って、連結の関係会社の情報はきちっととるんだけど、その中である意味、単独の葬祭事業であるとか友の会の運用であると。ここの事業に多少補正を加えて、これは我々の連結財務諸表の中でもBS/PLを貸借対照表、損益計算書、全部組み込むという方式ではなくて、簡便的に投資額とか貸し付けた額とかを評価することで連結と同じような形で安全性や収益性を見るという方法もあります。これは幅広に連結情報を、関係会社とかの情報をもらいつつも、そういった形で運用されるということもここの中には含めていただいて、ご検討すると。その意味では、こちらについてもむしろやっていくべきではないかなと、最近の財務諸表を見るという観点からすると、当然に必要な部分ではないかなと思います。

以上です。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

沖田様、先ほどからお手が上がっておりまして、大変失礼いたしました。どうぞご発言ください。

○沖田オブザーバー      オブザーバーの立場から失礼いたします。

今行われている議論に関して、専門家の立場から2点申し上げたいと思います。1点目は、済みません、少しもとに戻ってしまうんですが、消費者の支払い可能額に関してでございます。先ほど二村委員からも FinTech というお言葉がありましたが、今、いわゆる加盟店与信に関しても静的な、スタティックな与信から動的な与信に変えていきたいと思います。というところがグローバルに広がっておりまして、これは当然ながら消費者も静的なものからダイナミックな与信に変えていこうというところは非常に大きくなっています。こちらは当然ですが、よりきめの細かい与信ができて、精度が上がっていくというところでございます。

そういう意味では、テクノロジーは日進月歩でございますので、現時点でのテクノロジーで余り細かく具体的に規定してしまいますと、将来的にかえって利用者の利便性を損ねてしまう可能性はあるのかなと。当然、過剰与信も問題ではございますが、適切な与信というのは利用者にとって一番大事な点だと思いますので、過不足、両方あってはいけないのではないかなという観点では、性能規定という考え方は非常に FinTech の潮流も踏まえていらっしゃるのではないかなと考えております。こちらは1点目でございます。

もう一点は、セキュリティの部分です。とりわけカード情報の漏洩というところで沢田委員が触れられていらっしゃいましたが、今回の実行計画 2017 については、特に情報漏洩に関しては、特に加盟店側ですね、原則的にカード番号の保有もしませんし通過すらさせないというところですので、逆にそれを行うのであれば P C I    D S S をちゃんと準拠してくださいということで、これは実務的にも、それから利用者、加盟店の負担を考えると、非常にいい方針ではないかなと全体的に考えております。

一方で、沢田委員からもご指摘のあった先般の事件ですね、インシデントについてでございますが、これはまだ原因究明中とありますが、現時点の発表だけで言うと、クレジットカード番号だけではなくてセキュリティコードも漏洩しているというところでございますので、一言で申し上げて、これは非常に極端な事例ではないかなというところなんです。これから先に向かおうとしている制度、ルールは非常に優れたものだと思うんですが、今回は余りにも原始的な、それから旧来型の事件でございますので、とりわけこの極端な事案を取り上げて、方針全体をさらに強化する、それから変更していく必要性はないというか、

この事件そのものは非常に問題だと思うんですが、極端なものを入れ込んでしまうと、過剰な規制になってしまうと私自身は考えるところです。

ただ、ここまで極端なものでも、例えば罰則が何もないと、当然、業界の健全化は進んでいきませんので、こちらの業界内で自浄化を行っていただくのが必須ではないかなと考えております。これはE C決済協議会の立ち上げで初代の会長を務めさせていただいた人間としては非常に嘆かわしいというか、責任も痛感しておるところでございます。

P C I D S Sのお話もございましたので、こちらの認定に関してですが、今回はそういう意味ではP C Iにそぐわない運用を実際行っていたというところになりますが、実際はQ S Aと呼ばれる認証審査機関がP C Iにふさわしいかというところを制度上では認定しておりますので、今回、Q S Aのほうで、なぜこういった運用でも認定したのかというところが、今後、確認が進んでいくような流れになるかと思います。

一方で、Q S Aそのものも、そういう意味では今後この案件にどう対応していくかというのがありますし、Q S Aそのものの資格も問われていく形になると思います。これはP C I D S Sの中でそういったルールがございまして、P C I S S Cというカウンシルメンバー、日本からも参加されているはずなので、日本のプレイヤーもしっかりとこういった内容をグローバルな水準に反映していくことは可能な制度設計になっているかと思います。ただ、日本からのメンバーだけでP C I S S Cの連絡会は従前あったんですが、今、そちらは動いていないという状態でもありますので、そういったグローバルなルールに日本側もしっかりと反映させていくような努力は、業界側としても行っていく必要はあろうかなと感じております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

二村委員、お願いします。

○二村委員 1点だけ、先ほどの私の発言に補足をしておきたいところがありました。苦情情報の連携のところで多発という概念が出てきておりますが、これは当然母数との関係も問題になり得るかと思うんです。大量にクレジットカード取引を行っている事業者さんにおいて、一定期間において発生した苦情の件数、実数だけ見ると多くなるということがあり得る。ただ、それは全体の中で言うと発生比率が非常に低いというケースをどう見るかという問題があると思います。そこら辺も配慮しないと、闇雲に大規模の事業者はぼこぼこJ D Mに登録せよということになりかねないということもあるかと思うので、

その点だけ。

○山本委員長 苦情情報の伝達については、伝達とJDMへの登録は全く一致させるのかどうか、実務的には少し考える必要があって、両論あり得ると思うんですが、その辺もこの場でというよりはこの後の実務的な落とし込みのところで、実際にはその辺が非常に重要になってくるかと思います。

ほかにご発言ございますか。

丸山様、よろしくお願いします。

○丸山オブザーバー オブザーバーの立場から失礼いたします。FinTech 協会の丸山でございます。

FinTech 協会はFinTechベンチャーが70社ほど、それから金融機関さんや携帯会社さん、合わせて200社ほどが加盟している団体でございます。

先ほど来もFinTechという単語と、カード業界様における明細とか商品名といったところに関して、現時点の技術ではあるんですが、FinTechがどのようなことができるのか、ご参考までに少しご紹介させていただきます。

FinTech企業の中には、今皆さんご存じのようなものでいくと家計簿アプリのようなものがございます。これは複数のカード会社ですとか銀行、金融機関を横断しているもの。要するに、ユーザーが資産情報ですとか銀行の出入り、収入から支出までをある種登録しているものがございます。これが完璧に情報を持っているわけではございませんが、こういったものを活用すると、一社一社の金融機関がデータを把握するよりも、総合的な金融機関をまたいだデータがわかるようになってくる。こういったものが恐らく内閣官房等でご検討している情報銀行、PDSのようなものと相まってくると、かなり正確性を持った横断的なデータになるという意味では、今後、こういったデータを支払可能額調査等にも使うことができるんじゃないかというのが1点。

それから、カードの利用明細が、使ったものとギャップがあってわかりづらいので、商品の表示等が必要ではなかろうかということとか、加盟店に対してその業種が果たして正しいのかといったところでございますが、今、家計簿アプリ等を使ったFinTechベンチャーにおいては、技術的に言いますと集合知という考え方、それからAIという考え方を使っております。

集合知というのは何かといいますと、家計簿アプリを見ますと、使ったお店を家計簿の仕分け、要は食料品なのか飲食なのか医療費なのかという仕分けが自動でAIによって判

別されているんですが、これが合っていないと、今、家計簿アプリ述ベユーザー数が 1000 万人以上と言われているんですが、皆さん、自分で直すんです。みんなが直したことが同じような傾向が特定の加盟店で出れば、きっとその業種がそれに近いんだろうと。そういう意味では、一人ひとりのユーザーみんなの知恵を集合させるという集合知。さらにその集合知を使って A I の予測モデルを上げるということ。さらに、A I の一種を使えばウェブをクロールしてきて文字情報を解析して、どういったものを売っているかという予測も可能になっているところがございます。

ですので、必ずしも可能業界の中でこれだけで対応できるわけではないと思うんですが、こういった技術を使うことで、合わせていく工程でクレジットカードデータがより整備されたり、支払い可能額の調査がより正確になるといったものもありますので、今後こういったものを性能規定の中でも使っていけると非常によいのかなと考えております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

丸山様からは、今回、提出資料ということで取引条件の表示、書面の交付に関してもご意見を頂戴しておりますので、これも参考にさせていただきます。

○丸山オブザーバー よろしくお願いいいたします。

○山本委員長 ほかにご発言ございますか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 たびたび済みません。参考資料 3 で添付されておりますセキュリティに関する加盟店に向けた調査の資料に非常に興味がありますので、一言発言させていただきます。

対面の加盟店に対して I C 化対応の未着手の理由あるいは P C I D S S の未着手の理由というところ。いずれもコスト負担が大きいというのが最大の理由になっているし、しかも非常に高い率を占めているので、今後進めていく上ではなかなか大変な課題なんだろうと思います。

ただ、次のページに非対面加盟店の調査、そういう意味ではびったり対応ではないんですが、カード情報の保有状態ということで、顧客管理などのために意図的に保存しているという率も 20% 前後あるんですが、むしろ注目すべきは、意図せずに保存していたというのが 70% 以上ある。つまり、情報管理についての問題意識がまだまだ浸透していないのではないか。全体の資料は公表される予定と記載されていますが、そういった分析からすると、加盟店の側もこのセキュリティの問題について認識がまだ不十分である。同じことは

私、地元で消費者向けで話をしたときに、暗証番号とサインでは、後で確認できるほうが安全じゃないかという意見が少なくないという事態もありました。だから、消費者に向けても、あるいは加盟店に向けても、セキュリティの重要性をしっかりと理解してもらった上で対応を求めることが大事だろうと思います。

以上です。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

それでは、まだまだご意見がございますとは思いますが、次の議題もございますので、前払い、後払いについての検討課題につきましては、この程度にさせていただきたいと思えます。なお、後払いの2ページの検討性の方向のところ、「カード情報の漏洩が不正使用による消費者の財産的被害に直結し得ることに鑑み」と、このあたりは報告書の補足版に向けての審議においても、個人情報保護法の保護法益との違いというところで我々しっかり議論したところですね。ですから、そことの整合性を保つような形でまとめていただければと思います。

続きまして、クレジットカード企業におけるAPI連携について、まずは戸邊商取引・消費経済政策課長からご説明をお願いします。

○戸邊商取引・消費経済政策課長      それでは、資料7をごらんください。

クレジットカード産業の課題と今後の方向ということで、これまでの議論と変わりますが、ご紹介、ご報告をさせていただきます。

ご承知のとおり、IoT、それから第4次産業革命といった流れの中で、このデータ利活用につきましては、業界、業種問わずいろいろと取り組まれていると思いますし、また政府を含めて、これは経産省だけではなくて、いろんな省庁でデータ利活用を進めていこう、そのための環境整備を進めていこうといった議論をしているところでございます。今回、クレジットカード産業につきましてご紹介させていただければと思います。

2ページをごらんください。このカード産業におきましては、左側の図にございますように、トランザクションといったものはふえ続けてきております。これはクレジットカードだけではなくて、デビット、電子マネーといった、いわゆるキャッシュレス分野がふえてきておりますし、またビッグデータが相当蓄積されている、この面ではこの分野がフロントランナーではないかと思っております。

右側の図を見ていただきましても、日本はまだまだキャッシュレスの比率が低い、したがって、非常にポテンシャルもある、今後、この分野は引き続き伸びていくのであ

うと考えております。

3 ページでございますが、一方、カード会社の収入、経営といった面で見ると、金利収入であるとか手数料の収入といったところはなかなか伸びていないといった状況もございます。

もちろん、こういった状況につきまして、カード会社各社でそれぞれ経営の判断、対応をされているかと思いますが、これは政府としても共通基盤面でのサポートといったものがいろいろあるのではないかとということで、問題提起をしているところでございます。

4 ページでございますが、ここ1、2年でこのカード分野で関係者の方々とビッグデータ利活用といった議論をしてまいりました。ちょうど1年前になりますが、このスタディグループにおきまして、こういったビッグデータの利活用につきましては、下にありますようなさまざまな利用主体における広範な利用可能性も、皆様に共有されたところでございます。

一方で、5 ページでございますが、活用可能性というのは非常に大きいんだろということではあるんですが、本当にこれがビジネスになるのかとか、あるいはカードデータにはそもそも商品データといったものがないので使えるのであろうとか、各社にはリソースがないといった懸念も指摘されたわけでございますが、この下のところに少し企業の事例がありますが、外部との連携、外部のリソースの活用によって、そういった課題も一定程度解消されるのではないかとといった共通認識があったところでございます。

そして、6 ページでございますが、その後、ここ半年ぐらいの間で共通基盤的なところ、こういったデータ利活用をするところで、共通基盤として政府がある程度音頭をとってやるべきこととして、データフォーマットの統一化、標準化といった取り組みをしたところでございまして、6 ページの真ん中のところにございますが、加盟店の業種とか加盟店の所在地といったところも、今、アクワイアラーによって補足されているんですが、フォーマットがふぞろいであるといったところで、例えばこれはアクワイアラーを越えて活用する場合には、そういったところの調整が必要になるわけでございます。そのあたりのフォーマットの整備といったものをやろうということで、7 ページでございますが、データ標準化ワーキングを半年ほど開催いたしまして、昨年の年末に取りまとめたところでございます。

これは本当にまだ第一歩でございますが、アクワイアラーからブランド及びイシューアに送られる売り上げデータの一つ目は加盟店所在地情報ですが、V I S A に送られるデー

たはアクワイアラーが文字で入力しているといったことで、この表記がばらばらだったり、これが社によっては県単位であったり、あるいはより細分化されている市町村単位であったりといった、区分がそろっていないということでございますので、このあたりを郵便番号で統一するとか、それから加盟店の業種情報でございますが、ここもアクワイアラーの運用判断で送られておりますので、この表にございますように、同一の加盟店でもアクワイアラーによって異なるコードになっていると。こういったことにつきまして、ガイドラインとして加盟店のタイプごとに規定をしたところでございます。

こういった共通基盤的なことを始めたところでございますが、次のところから、ここまでもお話がございましたように、データ利活用に際してもこういった外部、FinTech との連携の可能性が大きくあるのではないかとということでございまして、9 ページでございます。これは FinTech ビジョンということで、経産省の別の部署でございますが、ここでも議論、それから報告書取りまとめに向けて作業中でございますが、社会インフラとしてお金の流れを支える機能としての金融分野が FinTech によってよりユーザーフレンドリーになるということでございます。ユーザーの視点から、例えば個人の資産形成とか消費活動といったものをサポートしていく、あるいは中小企業の生産性向上に寄与するといった FinTech の未来像を共有した上で、金融、行政のあり方を、今、検討しているところでございます。

10 ページでございますが、FinTech 社会という社会像、ここは一部提示しておりますが、こういった FinTech によるサービスの出現によってキャッシュレス、あるいは身近な金融サービスが受けられることによって、家計、個人の生活、中小企業の収益力アップといった社会があり得るんじゃないかとということでございます。

11 ページでございますが、こういった FinTech の動きと、銀行、クレジットカード業界との接点が非常に大きいのではないかと考えております。表の左側の決済サービスでございますが、個人の銀行口座と店舗を直接つなぐ FinTech のサービスが生まれてきております。ここは、クレジットカードの代替となり得るということで、競合する面もあるのではないかと考えております。一方、右のほうの資産管理サービスにつきましては、口座の情報が重要になりますので、そういった情報を持っている金融機関側と FinTech との補完関係ということがあるのではないかと考えております。

我々としては、左側、競合ということで、競合だから FinTech との連携があり得ないということではなくて、これは連携しようがしまいがどんどんこういった動きが動いているわけでございます。とりわけグローバルに見ると、FinTech の動きが決済分野にとどまらな

い送金であるとか資産運用、貸し付け融資とか、本当にいろんな分野で、しかもその規模とスピードが大きい動きですので、連携するしないにかかわらず、そういった大きな動きがある中で、こういった FinTech との連携が非常に重要になるのではないかという問題意識を持っています。

12 ページでございますが、FinTech との連携という中でのAPI のつながりといった意義を述べさせていただきます。繰り返しになりますが、顧客とのインターフェースを確保しつつカード会社あるいは金融機関とも接続することで、多様なサービスを展開しようとする FinTech 企業が登場しております。

その際、ユーザーの利便性、それからまさに本題のほうで本日もいろいろご議論されておりますセキュリティ向上が前提の上で、FinTech 企業が民間企業の保有するデータを活用できるということで、さまざまなサービスが生まれ、イノベーションも促進されていくのではないかと考えております。

13 ページでございますが、ユーザーの視点から見ると、先ほど丸山代表からお話がありました、個人では家計簿アプリであるとか、企業においては会計ソフト、下のほうに書いておりますが、そういったところで消費者がみずからのデータに自由にアクセスして活用できるようになるということでの利便性向上。

それから、カード会社にとっても、そういった連携することで新規サービスの創出、みずからのサービスへの誘導、それから現在スクレイピングということでIDとかパスワードを個人から取得した企業がアプローチしていますが、それ以上にAPI ということであればセキュアな環境になるわけでございますので、そういったセキュアな環境での連携によるメリットといった可能性があるのではないかと考えております。

14 ページでございますが、API 連携の課題と対応の必要性ということで、こういったAPI 連携をやっていくべきではないかということで、その際の共通基盤整備ということで、政府としてもサポートしていければと考えておりますが、双方の事業者がデータ保護とかセキュリティについての十分な措置、体制を整備している必要が前提としてまずありますと。

そういう中で、真ん中のところの箱にありますが、現在、体制が不十分な事業者とAPI 連携するといろいろとリスクがあるのではないかとか、あるいは責任分担のルールが定まっていないということで連携を躊躇させる要因、そういった現状があるかと思っております。

ちなみに、銀行においては、今般、法律で登録制を設けることによって FinTech 企業側の体制確保と有する方針をとろうということになっておりますが、このクレジットカード業界については、当然こういった十分な利用者保護を図りつつも、FinTech 企業、カード会社双方手間のかからないイノベーション・フレンドリーな方法を模索してはどうかと考えておりまして、下のところの対応策として、要件を満たす FinTech 企業に対してカード会社が A P I 連携を認めると。それから、関係者間の権利・責任関係を整理したり、あるいは費用分担の考え方を整理する。こういったあたりを論点としまして検討していく必要があるのではないかと考えております。

ちょっと飛ばしまして 16 ページが銀行業界、銀行法における動きでございますが、金融庁におきましては銀行法を改正しまして、この図のところにありますが、真ん中のフィンテック企業に情報の適切な管理等の体制整備等の登録制を導入いたしまして、右のほうの金融機関に対してそういった A P I 連携の方針の策定・公表、それから接続に係る基準の策定・公表を義務づけることによって、A P I 接続の開放を促すといった措置をとると。差別的な拒絶を禁じるというのを銀行に課す方針という状況でございます。

また、業界としては全銀協、次のページ以降、ご参考につけておりますが、セキュリティや利用者保護の観点から自主ルールを検討中と認識しておりまして、これは銀行業界の今の動きでございますが、我々経産省といたしましても、これから関係者と、今後の共通的な環境基盤の整備というところでの A P I 連携につきまして、関係者と検討、議論を始めていこうと考えております。

本日はそういった我々の考えにつきましてご紹介させていただきました。ありがとうございます。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ただいまのご報告、ご紹介を受けて、ご発言がありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

與口専門委員、お願いいたします。

○與口委員      ありがとうございました。

非常に収益構造が先細っているクレジットカード業界に対して、ぼやぼやしていると取り残されるぞというご指摘かと思っておりますので、取り組みとしては大変ありがたいことだと理解しております。

ただ、一方で、我々の立ち位置として、まさにご指摘をいただいているように、ほかの

支払い手段に場合によってはとってかわられるという立場でもございますので、我々の立ち位置というのは16ページで銀行さんの取り組みが書かれておりますが、我々は銀行さんというか金融機関さんと並列というよりは、むしろ電子決済等の代行事業者 FinTech のほうの立場のほうが強いような気がしております。そういう意味では、我々もどこと組んでビジネスを展開していくかということは、各企業さんのまさに戦略的な部分ということなので、銀行さんに差別的な拒絶を禁じられているというような、接続を義務づけるというようなものと同様ということになるのかどうかということについては、慎重な議論をいただきたいなと思っております。

全体の検討について全く異論があるわけではなくて、あくまでも義務づけるということについては、そう考えているかどうかわかりませんが、銀行さんのような立場とはちょっと違うのだということをご理解の上検討いただければと思いますので、発言させていただきました。

○山本委員長     ありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

それでは、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員     今の與口専門委員のお話と接続するかもしれないことを1つ申しあげます。きょう初めてオンテーブルされた問題ですので、自分でもよく理解しているかどうか心もとないところがございますが、16ページの図で、銀行については銀行法改正という動きだと伺いました。

與口専門委員からは、義務づけるということへの少し慎重な姿勢をとるというご意見だったと思います。割販法のほうは、これまでの私が承知している範囲でも、法改正を行うときは、行政ルールと民事効をどう組み合わせるかというところから始まって、法改正ではなくて業界や事業者の自主ルールなりコンプライアンスにゆだねる、そして、この幾つかのものを組み合わせる中で一番妥当な解決策はどれかという発想で、検討してきたのではないかなという気がしております。

その意味では、この問題について、銀行のほうは銀行法改正という動きとして出てきているということではありますが、クレジットの業界でこのことについて考えていく上では、必ずしも法改正ではなくて、業界の自主ルールなり何なりという方法も含めて検討を積み重ねていくことも考えられるのではないかと。必ずしも銀行のほうの法改正と連動して動く必要もないし、これまで割販法のほうは必ずしもそういうやり方をやってこなかったの

ではないかという感想を持ちますので、発言させていただいたということです。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

続いて、池本委員、お願いいたします。

○池本委員     池本でございます。

これも、発言資料で出している末尾のところに少しメモを書いておりますが、ポイントを絞って申し上げたいと思います。昨今の金融あるいは決済についての流れからすると、こういったビッグデータの活用とか、あるいは FinTech 企業との連携ということは大きな議論の流れなのかもしれませんが、特に留意していただきたいことを申し上げたいと思います。

まず、ビッグデータの利活用ということで提起されているところで、いわゆる匿名加工情報というのが改正個人情報保護法で位置づけられましたが、これは特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、しかも復元できないようにすることを前提にして個人情報一般よりは少し緩やかな規律にするということだったはずです。

この資料の4ページに、いろんな分野でのいろんな利活用の可能性の提起があるのですが、これが厳格な匿名情報加工をしたことを前提として議論しているのかどうかというのがわかりません。そのあたりはよほど慎重にやっていただかないと、個人情報一般よりは、個人信用情報は特に借金の情報であり、あるいはどういうお店を使ったかという履歴も出るもので、消費者にとってはプライバシー意識がさらに一段強いものですから、知らないうちに信用情報が第三者に提供された、あるいはそういう誤解を受けるおそれということも含めて、よほど慎重に議論していただきたいし、そういう議論を単に業界内だけではなくて、早い段階で消費者にもその活用の方向性なり仕組みなり、あるいは消費者の意向も意見聴取をするなり、そういうことをやっていただければと思います。

2番目のカード業界と FinTech 企業との連携の問題もある意味共通性があるのですが、金融機関、銀行については銀行法改正によって連携する先、接続先である電子決済代行業者というものを登録制にし、なおかつ適切管理義務を定めた上でその対象について情報の交換を認めるという仕組みになっております。

今回検討される流れの中で、あるいはまずは自主的なところから少しずつ始めるというのも選択肢なのかもしれませんが、その提供する先がどういう水準のものなのかということをしつかりと見える状態にして、しかもそれを消費者にも仕組みとして理解を得るような意見を反映するというふうにしておかないと、ここでも誤解を招くと、逆に不信感をか

うことになりかねませんので、ぜひ今後の検討に当たっては留意していただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員     ご説明ありがとうございました。

お話を聞きまして、さまざまな可能性が広がる取り組みだなと感じておりますが、池本委員の発言にかぶりますが、これを果たして消費者が理解できるだろうか率直に思いました。

現在でも、高齢者が特に顕著ですが、消費者の情報格差が非常に大きくありまして、業界がどんどん先に行って、現在消費者がそこに追いついていくのが精いっぱいというところですので、今後ますますその差が広がるのではないかと、ちょっとお話を聞いていて不安に思いました。もちろんビッグデータの利活用は進んでいくとは思いますが、そこに消費者の視点というか、消費者を置き去りにしていただかないように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

戸邊課長から少し、今までのご発言を受けて応答いただけますか。

○戸邊商取引・消費経済政策課長     ありがとうございます。

渡辺委員のご指摘の件ですが、與口委員からもありましたが、銀行とある部分違う面もあるということでございまして、だからこそそこを我々としてはレギュレーション——銀行の世界はレギュレーションでも一律規制義務ということですが、そうではない自主的な取り組みとしてやっていく必要があるのではないかと考えておりますし、実質的な取り組みでやる以上、しっかりやっていくという問題意識のもと、今回この検討を始めたいと思っております。

それから、消費者の観点でいろいろコメントをいただきまして、我々もこれはまさにセキュリティ、消費者保護といった前提のもとで進めていく話だと認識しておりますし、しかるべきタイミングで消費者とのご意見も賜るというご指摘もいただきましたので、そこは議論の中でやっていく必要があるのかなと考えております。ただ、API というか、例

えば家計簿アプリについて丸山代表からお話がありましたが、あれに絞ると消費者のほう理解、認識をして、自分のデータとして取りにいつているというところがございますので、そういったところと特定加工ということで、消費者が知らないところで活用されているというのは当然切り分けて考えていく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますか。

よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、本日予定された質疑はこれで終了とさせていただきます。貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程と議題についてのご連絡をお願いします。

○坂本商取引監督課長     どうもありがとうございました。次回は4月 24 日月曜日の 15 時からということで、どうぞよろしくお願いいたします。これまでご議論いただきました内容を事務局で整理いたしまして、次回、報告書の案としてご提示させていただければと思っております。次回、ぜひ報告書の案をご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長     それでは、これをもちまして第 18 回割賦販売小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——